

※※※

令和5年第1回東浦町議会定例会議案（追加分）

○

令和5年3月10日提出

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

## 目 次

議案第17号 東浦町国民健康保険条例の一部改正について	1
議案第18号 令和5年度東浦町一般会計補正予算（第1号）	別添
議案第19号 令和5年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別添

議案第 17 号

東浦町国民健康保険条例の一部改正について

東浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 3 月 10 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険条例（昭和 36 年東浦町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)
第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>50 万円</u> を支給する。	第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>42 万円</u> を支給する。
2 略	2 略

附 則

- この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る東浦町国民健康保険条例第 6 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

提案理由

出産育児一時金の支給額を引き上げるため提案するものである。